

# JLMA

## 実用性能認定制度

### 附則 1 - 3

#### 実用性能認定制度申請要領

－2016 年度版－

日本ロック工業会

## 改正履歴

No	改正年月日	該当部分	旧	改正後
1	2008. 03. 17	-	-	新規作成（2008 年度版）
2	2011. 12. 08	第1条	①試験所の適合性認定申請、②初期申請、③仕様変更及び追加申請 の3種類がある。	①試験所の適合性認定登録申請、②試験所の変更・追加申請、③製品の実用性能認定登録申請、④製品の仕様変更及び追加申請、⑤試験所メンテナンス申請 の5種類がある。
		第3条	「試験所適合性認定申請書」(様式第8号)	「試験所適合性認定申請書」(様式第4号)
		第3条	「実用性能認定申請書」(様式第6号)	「実用性能認定申請書」(様式第1号)
		第4条一	試験所の適合性認定	試験所の適合性認定 登録申請
			試験所適合性認定申請書(様式第8号)	試験所適合性認定申請書(様式第4号)
			-	[追加] 審査の為、上記の他、運用書類・帳票一式を提出する。
第4条二	初期申請 ・実用性能認定申請書(様式第6号) ・試験計画書 ・各ユニット部品の外観寸法が分かる外観図 ・部品表(構成部品の変更の履歴が分かるもの) ・サンプル(通常操作が確認できるもの) ・試験結果報告書(試験データシートと試験結果一覧)	試験所の変更・追加申請 ・試験所適合性認定申請書(様式第4号) ・変更に関わる書類・帳票		

2	2011. 12. 08	第4条三	仕様変更及び追加申請 ・実用性能認定申請書（様式第6号） ・試験計画書 ・部品表（構成部品の変更の履歴が分かるもの） ・サンプルまたは図面（変更及び追加の内容が分かるもの） ・試験結果報告書（試験データシートと試験結果一覧）	製品の実用性能認定 登録申請 ・実用性能認定申請書（様式第1号） ・試験計画書 ・各エッジ部品の外観寸法が分かる外観図 ・部品表（構成部品の変更の履歴が分かるもの） ・サンプル（通常操作が確認できるもの） ・試験結果報告書、試験データシート
		第4条四	—	製品の変更・追加申請 ・実用性能認定申請書（様式第1号） ・変更に関わる試験計画書、部品表、サンプルまたは図面、試験結果報告書、試験データシート
		第4条五	—	試験所サスペンション申請 ・試験所適合性認定申請書（様式第4号） ・試験所の配置図 ・試験要員リスト ・試験装置一覧表
		第5条	（申請日） 第5条 申請書の受付は随時とし、実用性能評価試験実施前の遅くとも審査委員会開催（年2回）の2ヶ月前までに JLMA 事務局に申請する。但し試験結果報告書、試験済サンプルは、審査委員会開催の3日前まで可とする。	[旧第5条は、内容を見直し実施要領へ移動] （申請費用） 第5条 申請費用は JLMA が定める別紙一覧表（附則1-4）に基づく。

2	2011. 12. 08	第6条	(申請費用) 第6条 申請費用は JLMA が定める別紙一覧表 (附則 1-4) に基づく。	(認定シール発行) 第6条 認定シール(有償)は、JLMA より申請者へ「実用性能認定申請結果通知書」(様式第2号) 発送後、所定の認定シール購入申込書を JLMA 事務局に提出し発行する。
		第7条	(認定シール発行) 第7条 認定シール(有償)は、JLMA より申請者へ「実用性能認定申請結果通知書」(様式第7号) 発送後、所定の認定シール購入申込書を JLMA 事務局に提出し発行する。	(認定品の出荷数の報告) 当工業会会員に限り、認定品の販売(出荷)実績を定期的に JLMA 事務局へ報告することによって、認定マークを刻印にて製品に表示することができる。JLMA 事務局はその報告数に基づき、該当申請者へ認定マーク使用料を請求する。
		第8条	(認定品の出荷数の報告) 第8条 当工業会会員に限り、認定品の販売(出荷)実績を毎月報告することによって、認定マークを刻印にて製品に表示することができる。報告は、毎月月末締めを翌月中旬までに JLMA 事務局に提出すること。その報告数に基づき、JLMA 事務局より該当申請者へ認定マーク使用料を請求する。	— [旧第8条は、内容を見直し第7条に移動]

3	2012. 02. 08	第1条	申請の種類には、 ①試験所の適合性認定登録申請、②試験所の変更・追加申請、③製品の実用性能認定登録申請、④製品の仕様変更及び追加申請、⑤試験所サーベイヤンス申請、の5種類がある。	申請の種類には、 ①試験所の適合性認定登録申請、②試験所の変更・追加申請、③製品の実用性能認定登録申請、④製品の変更・追加申請、⑤試験所サーベイヤンス申請、⑥製品サーベイヤンス申請の6種類がある。
		第4条六	—	[追加] 六 製品サーベイヤンス申請 ・実用性能認定申請書 (様式第1号) ・試験計画書 ・各エッジ部品の外観寸法 が分かる外観図 ・部品表(構成部品の変更 の履歴が分かるもの) ・サンプル(通常操作が確認 できるもの) ・試験結果報告書、 試験データシート
		第6条	(認定シール発行) 第6条 認定シール(有償)は、 JLMA より申請者へ「実用性能認定申請結果通知書」 (様式第2号) 発送後、所定の認定シール購入申込書を JLMA 事務局に提出し発行 する。	[削除]

3	2012. 02. 08	第7条	(認定品の出荷数の報告) 当工業会会員に限り、認定品の販売(出荷)実績を定期的に JLMA 事務局へ報告することによって、認定マークを刻印にて製品に表示することができる。JLMA 事務局はその報告数に基づき、該当申請者へ認定マーク使用料を請求する。	[削除]
4	2013. 09. 27	表紙	2011 年度版	2014 年度版
		本文		
		第3条 第4条一 第4条二	様式第4号	様式第3号
		第4条	三 製品の実用性能認定登録申請 ・実用性能認定申請書(様式第1号)・試験計画書・各ユニット部品の外観寸法が分かる外観図・部品表(構成部品の変更の履歴が分かるもの)・サンプル(通常操作が確認できるもの)・試験結果報告書、試験データ	三 製品の実用性能認定登録申請 ・実用性能認定申請書(様式第1号)・外観図、(外観寸法が分かればカタログでも可)・サンプル(通常操作が確認できるもの)・試験結果報告書・代表試験の根拠資料・かぎ(鍵)違い説明資料

<p>4</p>	<p>2013. 09. 27</p>	<p>第4条</p>	<p>四 製品の変更・追加申請          ・実用性能認定申請書（様式第1号）          ・変更に関わる試験計画書、部品表、サブ          ルまたは図面、試験結果報告書、          ・試験データシート</p>	<p>四 製品の変更申請          (一)グレードが変更になる場合（変更申請）          ・実用性能認定申請書（様式第1号）          ・変更内容が分かる資料          ・外観図（外観寸法が分かればカタログでも可）          ・試験結果報告書          ・代表試験の根拠資料（代表試験を実施した場合に限る）          ・かぎ（鍵）違い説明資料          (二)グレードが変更にならない場合          変更申請は不要であるが、認定製品の申請者は、実用性能認定製品変更届（様式第14号）を提出する。          (三)申請者がこれらの義務を怠った場合、JLMAは事実を公表し法的手段に訴え、且つ製品認定の取り消し・新たな申請を拒否することが出来る。</p>
----------	---------------------	------------	---	---

4	2013. 09. 27	第4条	—	[追加] 五 製品の追加申請 ・実用性能認定申請書（様式第1号）・外観図、（外観寸法が分かればカタログでも可）・試験結果報告書・代表試験の根拠試料（代表試験を実施した場合に限る）・かぎ（鍵）違い説明資料
			五 試験所サーベ イランス申請 ・試験所適合性認定申請書（様式第4号） ・試験所の配置図 ・試験要員リスト ・試験装置一覧表	六 試験所サーベ イランス申請 ・試験所適合性認定申請書（様式第3号） ・試験所の配置図 ・試験要員リスト ・試験装置一覧表
			六 製品サーベ イランス申請 ・実用性能認定申請書（様式第1号）・試験計画書 ・各エッジ部品の外観寸法が分かる外観図・部品表（構成部品の変更の履歴が分かるもの）・サンプル（通常操作が確認できるもの）・試験結果報告書、試験データ	七 製品サーベ イランス申請 ・実用性能認定申請書（様式第1号）・外観図、（外観寸法が分かればカタログでも可）・サンプル（通常操作が確認できるもの）・代表試験の根拠資料（代表試験を実施した場合に限る）・試験結果報告書
5	2015. 03. 02	第4条四	—	[文言追加] 年一回 J LMA から発行する案内に従い、認定製品の申請者は、製品の変更有無に関わらず実用性能認定製品変更届（様式第14号）を提出すること。製品の変更有る場合は下記の通りとする。



		表紙	2015 年度版	2016 年度版
6	2016. 04. 05	第 1 条	<p>実用性能の認定申請の手順について規定する。申請の種類には、①試験所の適合性認定登録申請、②試験所の変更・追加申請、③製品の実用性能認定登録申請、④製品の変更・追加申請、⑤試験所サーベイランス申請、⑥製品サーベイランス申請 の 6 種類がある。</p>	<p>実用性能の認定申請の手順について規定する。申請の種類には、試験所の適合性認定登録申請、試験所の変更・追加申請、製品の実用性能認定登録申請、製品の更新申請、製品の変更申請、製品の追加申請、試験所サーベイランス申請がある。</p>
		第 4 条 四、五	<p>四 製品の変更申請 年一回 J L M A から発行する案内に従い、認定製品の申請者は、製品の変更有無に関わらず実用性能認定製品変更届（様式第 14 号）を提出すること。製品の変更がある場合は下記の通りとする。</p>	<p>（〔製品の更新申請〕の追加） 四 製品の更新申請 ・実用性能認定申請書（様式第 1 号） ・外観図（外観寸法が分かればカタログでも可） ・サンプル（通常操作が確認できるもの） ・試験結果報告書（最新の JIS A 1541-1, 2 に準じたもの） ・代表試験の根拠資料 ・かぎ（鍵）違い説明資料</p> <p>五 製品の変更申請 年一回 J L M A から発行する案内に従い、認定製品の申請者は、製品の変更有無に関わらず実用性能認定製品変更確認書（様式第 14 号）を提出すること。製品の変更がある場合は下記の通りとする。</p>

6	2016.04.05	第4条 五	(二) グレードが変更にならない場合 変更申請は不要であるが、認定製品の申請者は、実用性能認定製品変更届（様式第14号）を提出する。	(二) グレードが変更にならない場合 変更申請は必要としない。
		第4条	五 製品の追加申請 六 試験所サーベイランス申請 七 製品サーベイランス申請	(「製品サーベイランス申請」削除) 六 製品の追加申請 七 試験所サーベイランス申請

(目的)

第1条 実用性能の認定申請の手順について規定する。申請の種類には、試験所の適合性認定登録申請、試験所の変更・追加申請、製品の実用性能認定登録申請、製品の更新申請、製品の変更申請、製品の追加申請、試験所サーベイランス申請がある。

(対象品)

第2条 開き扉、引き戸用の錠セット（シリンダー、サムターン、ハンドル、ストライク含む）とその構成部品を対象として申請受付を行う。申請対象は、JIS A1541-2 で規定された性能項目に該当するものを対象とする。（実用性能認定制度 実施要領 第2章 機能テスト 表1（試験項目と試験体数一覧表）を参照）

(申請書)

第3条 申請書は、試験所の適合性認定のための申請用「試験所適合性認定申請書」（様式第3号）と実用性能認定のための申請用「実用性能認定申請書」（様式第1号）を使用すること。

(申請資料)

第4条 申請時に必要な資料

一 試験所の適合性認定 登録申請

- ・ 試験所適合性認定申請書（様式第3号）
- ・ 試験所の配置図
- ・ 試験データシート
- ・ 試験要員リスト
- ・ 試験装置一覧表
- ・ 審査の為、上記の他、運用書類・帳票一式を提出する。

二 試験所の変更・追加申請

- ・ 試験所適合性認定申請書（様式第3号）
- ・ 変更に関わる書類・帳票

三 製品の実用性能認定 登録申請

- ・ 実用性能認定申請書（様式第1号）
- ・ 外観図（外観寸法が分かればカタログでも可）

- ・ サンプル（通常操作が確認できるもの）
- ・ 試験結果報告書
- ・ 代表試験の根拠資料
- ・ かぎ（鍵）違い説明資料

#### 四 製品の更新申請

- ・ 実用性能認定申請書（様式第1号）
- ・ 外観図（外観寸法が分かればカタログでも可）
- ・ サンプル（通常操作が確認できるもの）
- ・ 試験結果報告書（最新の JIS A 1541-1, 2 に準じたもの）
- ・ 代表試験の根拠資料
- ・ かぎ（鍵）違い説明資料

#### 五 製品の変更申請

年一回 J LMA から発行する案内に従い、認定製品の申請者は、製品の変更有無に関わらず実用性能認定製品変更確認書（様式第 14 号）を提出すること。製品の変更がある場合は下記の通りとする。

##### （一）グレードが変更になる場合（変更申請）

- ・ 実用性能認定申請書（様式第1号）
- ・ 変更内容が分かる資料
- ・ 外観図（外観寸法が分かればカタログでも可）
- ・ 試験結果報告書
- ・ 代表試験の根拠資料（代表試験を実施した場合に限る）
- ・ かぎ（鍵）違い説明資料

##### （二）グレードが変更にならない場合

変更申請は必要としない。

##### （三）申請者がこれらの義務を怠った場合、J LMA は事実を公表し法的手段に訴え、且つ製品認定の取り消し・新たな申請を拒否することが出来る。

#### 六 製品の追加申請

- ・ 実用性能認定申請書（様式第1号）
- ・ 外観図（外観寸法が分かればカタログでも可）
- ・ 試験結果報告書
- ・ 代表試験の根拠資料（代表試験を実施した場合に限る）

- ・ かぎ（鍵）違い説明資料

七 試験所サーベイランス申請

- ・ 試験所適合性認定申請書（様式第3号）
- ・ 試験所の配置図
- ・ 試験要員リスト
- ・ 試験装置一覧表

（申請費用）

第5条 申請費用はJLMAが定める別紙一覧表（附則1-4）に基づく。